

なお、免許状が失効した場合でも、免許状を取得した際に、授与の基礎となった教職課程の単位まで無効にはなりません。

よって、改めて大学で教職課程を受講し単位を取得する必要はなく、更新講習を受講・修了するだけで、免許状の再授与を受けることができます。

(2) 非違行為を行ったことなどによる失効との違い

①更新講習を受講・修了しなかったことに基づく失効と、②教育職員免許法第10条、第11条に基づく失効は別のものです。

②の場合はその後3年間は免許状の授与を受けることはできませんが、①の場合は更新講習を受講・修了すれば有効な免許状の授与を受けることができます。

(3) 免許状の効力に関する補足

① 履歴書の記載について

修了確認期限までに更新講習を受講・修了していない場合、履歴書などに教員免許を所持している旨の記載はできなくなるのか、という点です。

更新講習を受講しなかったことによる失効は前述したとおり、免許状を取得した際に、授与の基礎となった教職課程の単位まで無効にするものではありません。

よって、履歴書などに教員免許を所持している旨の記載をしていただくことは可能です。

ただし、更新講習を受講する必要がある旨を併記していただく必要があります。

② 教員採用選考試験の受験について

文部科学省では、教育委員会などの教員の任命権者に対して、免許状が失効している(修了確認期限までに更新講習を受講・修了していない)ことをもって、教員採用試験において受験させないことや不合格とすることがないよう通知により指導しているところであり、受験に問題はないものと考えます。

よくあるご質問とのお答え

問9 更新講習の修了認定が受けられなかった場合、教員は失職するのですか？

(答)

修了認定(または一部の履修認定)は、文部科学大臣が告示する講習内容について基礎的な知識技能が修得されていると認められる場合に行われます。現職教員等が、修了確認期限までに30時間の更新講習の修了認定を受け、免許管理者による更新講習修了確認が受けられなかった場合、教員免許状が失効し、教員の職を失うこととなります。ただし、履修認定がされなかった場合でも、修了確認期限の2月前までの2年間の受講期間の間であれば、何度でも更新講習を受講することは可能です。

問10 免許状が失効した場合、再び教職に必要な単位を取り直さなければならないのでしょうか？

(答)

旧免許状が失効した場合、その免許状は効力がなくなり、免許管理者に返納しなければなりません。しかし、その免許状を過去に授与されるために大学の教職課程で修得した単位までが無効になるわけではありません。

改めて大学の教職課程で所要の単位を取り直す必要はなく、更新講習を受講・修了することで、申請により免許状の再授与を受けることができます。

8. 免許状更新講習の受講免除の認定申請の流れ

【本項目でのポイント】

更新講習の受講免除を希望する方も必ず免許管理者に申請手続が必要であることにご注意ください。

学校に勤務しており、修了確認期限までに免許状更新講習を受講する義務が課されている職の中で、免許管理者に申請を行うことによって免許状更新講習の受講が免除される者は次の①～③のとおりです。

① 教員を指導する立場にある者

○ 校長等の職にある者

それぞれの修了確認期限の2年2ヶ月前から2ヶ月前までの期間に、国公立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、主幹教諭、指導教諭の職にある者(免除認定の申請の時点でこれらの職にあることが必要です。)

※上記の職にあっても最新の知識技能を十分に有していないと認めるときは免除されません。

○ 免許状更新講習の講師

それぞれの修了確認期限の2年2ヶ月前から2ヶ月前までの期間に免許状更新講習の講師となった者

② 優秀教員表彰受賞者

文部科学大臣、都道府県又は指定都市教育委員会等が行う表彰のうち、各教科の指導法又は生徒指導その他の事項に関する功績が特に顕著である者に対するものであって免許管理者が指定するものを受賞した者です。

これにより免許管理者から免除対象者として認められる場合には、当該表彰を受けた日が修了確認期限までの10年の期間内であることが必要です。

なお、表彰には、部活動での競技成績のみに基づく表彰、永年勤続表彰のように、その者の知識技能にかかわらず、ほぼすべての対象者に対して行われる表彰などは対象になりません。

※ 受賞しても最新の知識技能を十分に有していないと認めるときは免除されません。

③ 平成20年度に予備講習を履修した者

68頁を確認して下さい。

【注意して下さい】

免除対象者で免除を希望する方は、免許管理者に免許状更新講習の受講の免除手続に関する申請を行うことが必要です。

免除対象者でも免除認定の申請をしなかった場合及び講習を修了しなかった場合は、修了確認期限後は免許状は失効します。

〈受講免除の認定申請の基本的な流れ〉

最初の修了確認期限の確認

(各自が必ず表1、表2をご確認ください)

※表1・表2は22頁・23頁に記載しています。

→最初の修了確認期限

平成 年 月 日



【受講期間の確認】

各自の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間の確認

→平成 年 月 日～平成 年 月 日



〈各自の修了確認期限の2ヶ月前までに行うことが必要なこと〉

【免除の申請】

各自が免許管理者(勤務する学校が所在する都道府県の教育委員会)に免許状更新講習受講の免除の認定申請をします。

→申請手続最終日

平成 年 月 日



【免除証明書の発行】

免許管理者が免許状更新講習の受講免除の証明書を発行。
(これにより更新講習修了確認を受けたものとみなされます。)



【次の修了確認期限】

次の修了確認期限(10年後)まで持っている全ての教員免許状が有効。

→次回の修了確認期限

平成 年 月 日

※ 国立学校・私立学校では、学校教育法に定める校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、主幹教諭、指導教諭の職にある場合でも、様々な名称が用いられていることがあります。

このような方々でも、勤務する学校を設置する国立大学法人、学校法人又は校長(校長の職にあることによる免除の認定申請の場合には、国立大学法人又は学校法人)による当該申請者が学校教育法に規定する校長等であることの証明を添付することにより、免許管理者に免許状更新講習の受講免除の認定申請を行うことができます。

なお、各国立学校又は私立学校は、上記の証明を行う前提として、学則又は内部規程等において、各職が学校教育法上の校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、主幹教諭、指導教諭のいずれの職に該当するものであるかを明確にしておいてください。(免許状更新講習の受講免除の認定申請の際にこれらの定めたものを免許管理者に提示することまでは要しません。)

校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、主幹教諭、指導教諭の各職の職務は、10頁・11頁を確認して下さい。

(例)

私立A高等学校のB「部長」(学校教育法で定める教頭の職務内容を担っている)の方が免除の認定申請を行う場合

①あらかじめA高等学校の職務規程で、「部長」は学校教育法で定める教頭をもって充てるものと規定。

↓

②A高等学校の校長が、B「部長」は学校教育法に規定する教頭であることを証明。

↓

③Bは、免許管理者に対して、認定申請書類とともに、A高等学校の校長が学校教育法に規定する教頭であることを証明した書類を添付して、免除の認定申請。

-【平成20年11月文部科学省初等中等教育局長通知】

2. 免許状更新講習の受講免除の認定申請の際の国立学校又は私立学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭又は指導教諭の取扱いについて

施行規則第61条の4第1号及び改正省令附則第10条第1項第1号の規定により、国立学校又は私立学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭又は指導教諭(以下「校長等」という。)の免許状更新講習の受講免除の認定申請を行う際の取扱いについては以下の通りとすること。

- 国立学校又は私立学校においては、学校教育法に規定する校長等に該当する職が様々な名称で置かれている場合があることから、免許管理者においては、これらの職にある者から免許状更新講習の受講免除の認定申請があった場合には、当該申請者が勤務する学校を設置する国立大学法人、学校法人又は校長(校長の職にあることによる免除の認定申請の場合には、国立大学法人又は学校法人)による当該申請者が学校教育法に規定する校長等であることの証明を求めること。
- なお、各国立学校又は私立学校においては、上記の証明を行う前提として、学則又は内部規程等において、これらの職が学校教育法上のいずれの職に該当するものであるかを明確にすること。ただし、免許状更新講習の受講免除の認定申請の際にこれらの規定を免許管理者に提示することまでは要しない。

〈平成20年度に予備講習を履修した方の免除の認定申請の流れ〉

平成20年度に大学等が開設する予備講習を受講し、履修認定されて「予備講習履修証明書」を受け取り、平成21年4月1日から平成23年1月31日までの間に免許管理者に免許状更新講習の受講免除の認定申請を行うに際しては下記の事項をご確認ください。

①免許状更新講習の受講免除の認定申請を行うことができる方

免許状更新講習の受講免除の認定申請を行うに際しては、平成20年度の予備講習を受講する時点及び免除の認定申請を行う時点で以下の(1)～(3)の条件を全て満たすことが必要です。

(1) 旧免許状を持っている者

平成21年3月31日までに授与された教諭、養護教諭の普通免許状、教諭の特別免許状のいずれかの免許状を持っている方であること。

(2) 教諭等の職にある者

下記のいずれかの職にある方であること。

① 校長・教諭等

国公立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校に勤務する校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師(臨時講師、非常勤講師を含む。)

② 教育委員会の職員

教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者(指導主事、社会教育主事等)

③ 学校設置者の役職員

地方公共団体の職員、小学校等を設置する国立大学法人又は学校法人の役職員(学校法人理事等)であって免許管理者が定める方

(3) 平成23年3月31日が最初の修了確認期限である方

- ・平成23年3月31日時点で満35歳(昭和50年4月2日～昭和51年4月1日生まれ)
- ・ " 満45歳(昭和40年4月2日～昭和41年4月1日生まれ)
- ・ " 満55歳(昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生まれ)

※ 平成20年度に受講した時点で上記の(2)①～③のいずれかの職にあって、30時間以上の予備講習を受講し、「予備講習履修証明書」を受けとった場合でも、平成21年4月以降の申請時点で上記の(2)①～③のいずれの職にもない場合は、免許状更新講習の受講免除の認定申請を行うことはできません。

また、「予備講習履修証明書」は、「免許状更新講習修了証明書」とは異なり、これにより更新講習修了確認を受けることはできません。

②申請期間、申請先

○申請期間：平成21年4月1日から平成23年1月31日までの間

○申請先：免許管理者（勤務する学校等が所在する都道府県の教育委員会）に免許状更新講習の受講免除の認定申請を行ってください。

③申請に必要な書類、申請様式

免除の申請に際して必要となる申請書類の様式・内容は、各都道府県教育委員会で定められており、免許状更新講習受講免除認定申請書に「予備講習履修証明書」を添付することになります。

【免除の認定申請を行う方についての手続き等の流れ】

《平成21年4月1日～平成23年1月31日》

【免除対象者であることの確認】

○ 免許状更新講習の受講免除の認定の申請の時点で、下記の①～③のいずれかの職の者であることが必要です。

① 校長・教諭等

国公立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校に勤務する校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師（臨時講師、非常勤講師を含む。）

② 教育委員会の職員

指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者（都道府県教育委員会）が定める者

③ 学校設置者の役職員

地方公共団体の職員、小学校等を設置する国立大学法人又は学校法人の役職員（学校法人理事等）であって免許管理者が定める者

※ 平成20年度に受講した時点で上記の①～③のいずれかの職にあつて、30時間以上の予備講習を受講し、「予備講習履修証明書」を受けとった場合でも、平成21年4月以降の申請時点で上記の①～③のいずれかの職にない場合は、免許状更新講習受講免除の認定の申請を行うことはできません。また、「予備講習履修証明書」は、「免許状更新講習修了証明書」とは異なり、これにより更新講習修了確認を受けることはできません。

- 各予備講習受講者は平成21年4月1日から平成23年1月31日までの間に「予備講習履修証明書」を添えて（予備講習を30時間以上履修していない者については、不足する時間分について平成21年4月1日から平成23年1月31日までの間に受講し、履修した免許状更新講習の履修証明書が必要。）、免許管理者に免許状更新講習の受講免除の認定を申請します。

例1：平成20年度に予備講習で「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」及び「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」に係る講習を30時間以上受講し、履修認定を受けた場合

→平成21年4月1日から平成23年1月31日までの間に「予備講習履修証明書」を添えて免許管理者に申請し、免除の認定を受けることにより、30時間以上の免許状更新講習の受講が免除されます。

例2：平成20年度に予備講習で「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」を内容とする講習（12時間以上）を受講し、履修認定を受けた場合

→平成21年4月1日から平成23年1月31日までの間に免許状更新講習として開設される「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」を内容とする講

習（18時間以上）を受講し、履修認定を受けた後、平成23年1月31日までに「予備講習履修証明書」及び「免許状更新講習履修証明書」を添えて免許管理者に申請し、免除の認定を受けることにより、30時間以上の免許状更新講習の受講が免除されます。

例3：平成20年度に予備講習で「教科指導、生徒指導その他教育の充実に係る事項」を内容とする講習（6時間）を受講し、履修認定を受けた場合

→平成21年4月1日から平成23年1月31日までの間に免許状更新講習として開設される「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」を内容とする講習（12時間以上）及び「教科指導、生徒指導その他教育の充実に係る事項」に係る講習（12時間以上）を受講し、各講習の履修認定を受けた後、平成23年1月31日までに「予備講習履修証明書」及び各「免許状更新講習履修証明書」を添えて免許管理者に申請し、免除の認定を受けることにより、30時間以上の免許状更新講習の受講が免除されます。

※ 例えば、平成20年度に予備講習で「教科指導、生徒指導その他教育の充実に係る事項」に関する講習（6時間）を受講し、履修認定を受けただけでは、平成21年4月1日以降に免許状更新講習の受講免除の認定申請を行うことはできませんのでご注意ください。



【免除証明書の発行】

○ 申請を受けた免許管理者が免許状更新講習の受講免除を認定し、免除証明書を発行します。



【次の修了確認期限】

○ 認定を受けた方は、その修了確認期限（平成23年3月31日）までに更新講習修了確認を受けた者とみなされ、当該修了確認期限の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日（平成33年3月31日）が次回の修了確認期限となります。

よくあるご質問とお答え

問11 免許状更新講習の受講免除の申請は、いつでも行うことができますのですか？

(答)

免許状更新講習の受講免除の申請は、修了確認期限の2年2月前から2月前までの2年間であれば、どの時点でも行うことができます。

ただし、申請の時点で、免除を行うことができる事由に該当していることが必要です。

問12 免許状更新講習の講師を一度担当しましたが、免除を受けることができますか？

(答)

修了確認期限の2年2月前から2月前までの2年間に1度でも免許状更新講習の講師を経験された場合には、免除を受けることができます。

免除の申請は、上記の2年間であれば、どの時点でも行うことができます。

問13 文部科学大臣表彰を5年前に受賞しましたが、免除を受けることができますか？

(答)

文部科学大臣表彰が免許管理者に免除対象として定められており、修了確認期限からさかのぼって10年間に受賞された場合には、免除を受けることができます。

その場合、免除の申請は、修了確認期限の2年2月前から2月前までの2年間であれば、どの時点でも行うことができます。

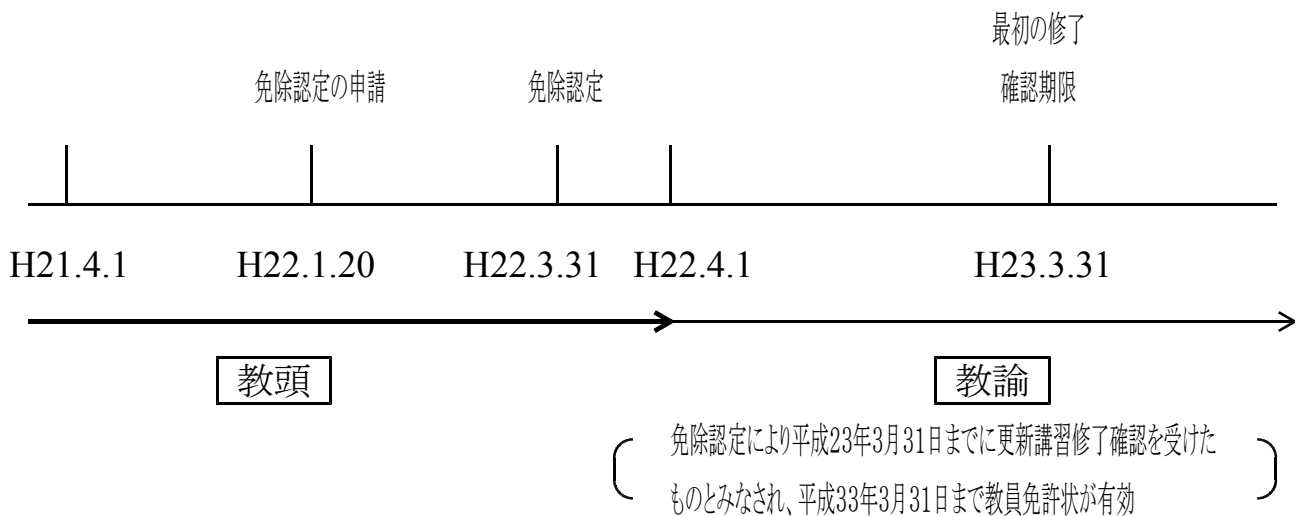
問14 修了確認期限の2年2ヶ月前から2ヶ月前までの期間内に教頭の職にあり、免除の申請を行い、認定された後に教諭となった場合にも、免除は有効になるのですか？

(答)

免除を行うことができる事由に該当するかどうかは、「免除申請を行った時点」を基準に判断されます。

例えば、免除の申請を行った時点で教頭として勤務しており、その後希望降格して教諭となった場合など、免除の認定をする時点で免除対象者に該当しない場合であっても、申請時に免除事由に該当していれば、免除の認定を受けることができます。

(例)



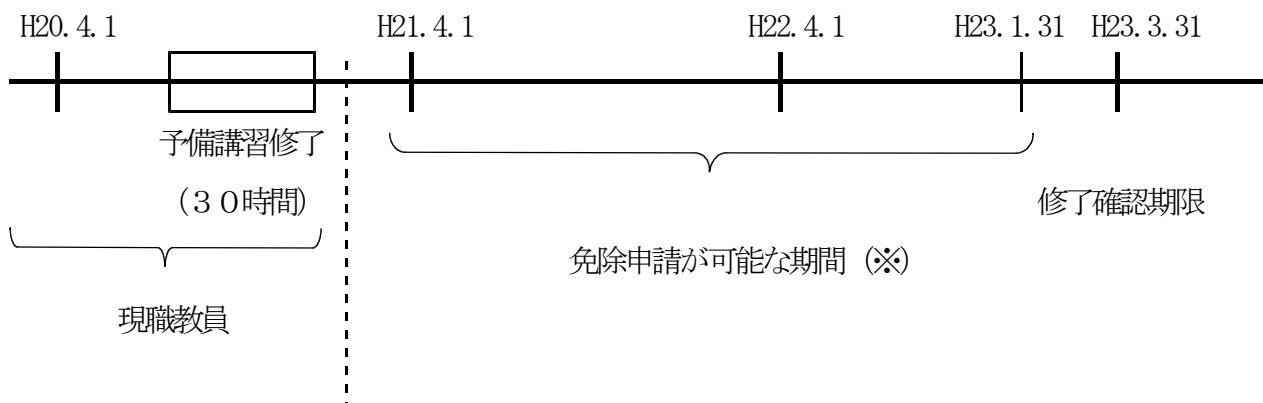
問15 平成20年度に予備講習を受講しましたが、平成21年度以降教育職員でなくなった場合には、講習の受講の免除のための申請はできないのですか？

(答)

予備講習を受講し、その履修認定を受けた方については、平成21年4月1日から平成23年1月31日までの間に講習の免除の認定の申請を行うことにより、講習の全部又は一部の受講を免除されることとなります。

一方、講習の受講免除を受けられるのは、講習の受講義務がある方（教育職員など）に限定されています。

このため、平成20年度に教育職員であり、予備講習を受講した方であっても、免除の認定の申請を行う時点で教育職員でなくなっている場合には、講習の受講の免除の認定を申請することはできないこととなります。



※ 旧免許状所持現職教員（講習の受講義務がある者）かどうかは、免除の申請を行う時点で判断されます。このため、免除の申請が可能な期間中、免許状更新講習の受講義務者に該当しなければ、免除の申請をすることができません。

問16 公立中学校の学年主任の者ですが、講習の受講の免除の認定申請はできますか？

(答)

「主任」、「主事」を務めていることをもって、免除の認定申請をすることはできません。なお、「指導教諭」が主任や主事に充てられている場合には、指導教諭の職にあることにより、免除の認定申請を行うことができます。

(参考)

○「主任」、「主事」に関する法令(学校教育法施行規則)の規定例

名称	法令の規定	法令に定める職務内容
教務主任	第44条第4項	校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
学年主任	第44条第5項	校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
保健主事	第45条	保健に関する事項の管理に当たる。
生徒指導主事	第70条	校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

問17 私立幼稚園の教務部長を務めていますが、講習の受講の免除の認定申請はできますか？

(答)

当該私立幼稚園において「教務部長」の名称で勤務している方についても、学校教育法に定める園長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭(以下「園長等」といいます。)のいずれかの職にある場合には、講習の受講の免除の認定申請をすることができます。ただし、その場合には、勤務する幼稚園を設置する国立大学法人、学校法人又は園長により、当該申請者が学校教育法に規定する園長等であることの証明を添付することが必要です。

なお、当該幼稚園では、上記の証明を行う前提として、あらかじめ学則又は内部規程等において、「教務部長」が学校教育法上の園長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭のいずれの職に該当するものであるかを明確にしておいてください。

9. 修了確認期限の延期

【本項目でのポイント】

修了確認期限の延期を希望する方も必ず免許管理者に申請が必要であることにご注意ください。

(1) 対象者

修了確認期限までに免許状更新講習の受講義務がある方(2頁の枠囲み中の(2)に該当する方)について、免許管理者は、一定の場合に、相当の期間を定めて、修了確認期限を延期することができます。

この場合は、延期を希望する本人が必ず免許管理者に申請を行う必要がありますので、ご注意ください。

ここでいう「一定の場合」とは次のとおりです。

(1) 教育公務員特例法に規定する指導改善研修中である場合。

※公立学校の教諭、助教諭、講師のみです。

(2) 修了が困難である場合

下記の①から⑥に該当するやむを得ない事由により修了確認期限までに免許状更新講習の課程の修了が困難である場合

- ① 心身の故障若しくは刑事事件に関し起訴されたことによる休職、引き続き90日以上病気休暇(90日未満の病気休暇で、勤務する学校が所在する都道府県の教育委員会(免許管理者)がやむを得ないと認めるものを含む。)、産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の期間中であること。
- ② 地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること。
- ③ 海外に在留する日本人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設等において教育に従事していること。
- ④ 専修免許状の取得のために大学院の課程に在籍していること。(科目等履修生は除く)。

⑤ 教員となった日から修了確認期限までの期間が2年2ヶ月未満であること。

⑥ その他免許管理者がやむを得ないと認める事由があること。

(3) 10年以内に免許状の授与を受けている場合

下記の①から③の理由により修了確認期限を延期することが相当である場合

① 平成21年4月1日以降に普通免許状又は特別免許状の授与を受けたこと。

② 修了確認期限が、普通免許状又は特別免許状を授与(※)された日の翌日から起算して10年を超えない日であること。

※ ここでいう「授与」とは、二種免許状を持っている教諭が一種免許状を取得する場合や一種免許状を持っている教諭が専修免許状を取得する場合、他教科、他校種及び特別支援学校教諭の普通免許状又は特別免許状の授与を受ける場合も含まれますのでご注意ください。ただし、特別支援学校教諭免許状について新たに特別支援教育領域を追加する場合は「授与」ではありません。

③ 平成23年3月31日に満35歳、満45歳、満55歳である方で平成22年12月31日までに免許状更新講習の課程を修了していないこと。

(1)、(2)①～④・⑥については、修了確認期限の2ヶ月前までの2年間に、以上のような事項に該当することが必要です。

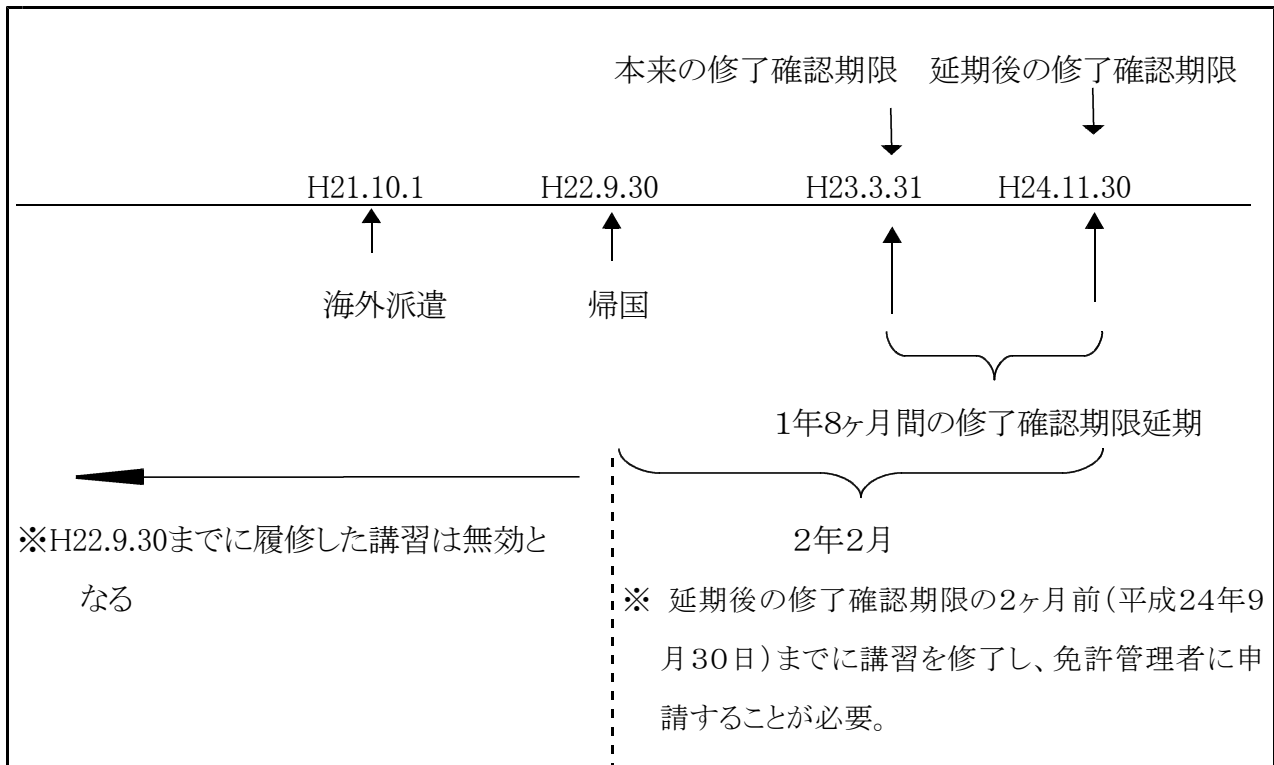
(2) 延期期間

下記の通り、各事由ごとに修了確認期限の延期期間が定められています。

I. 前述対象者(1)(2)に該当する場合には、その事由がなくなった日から2年2ヶ月以内

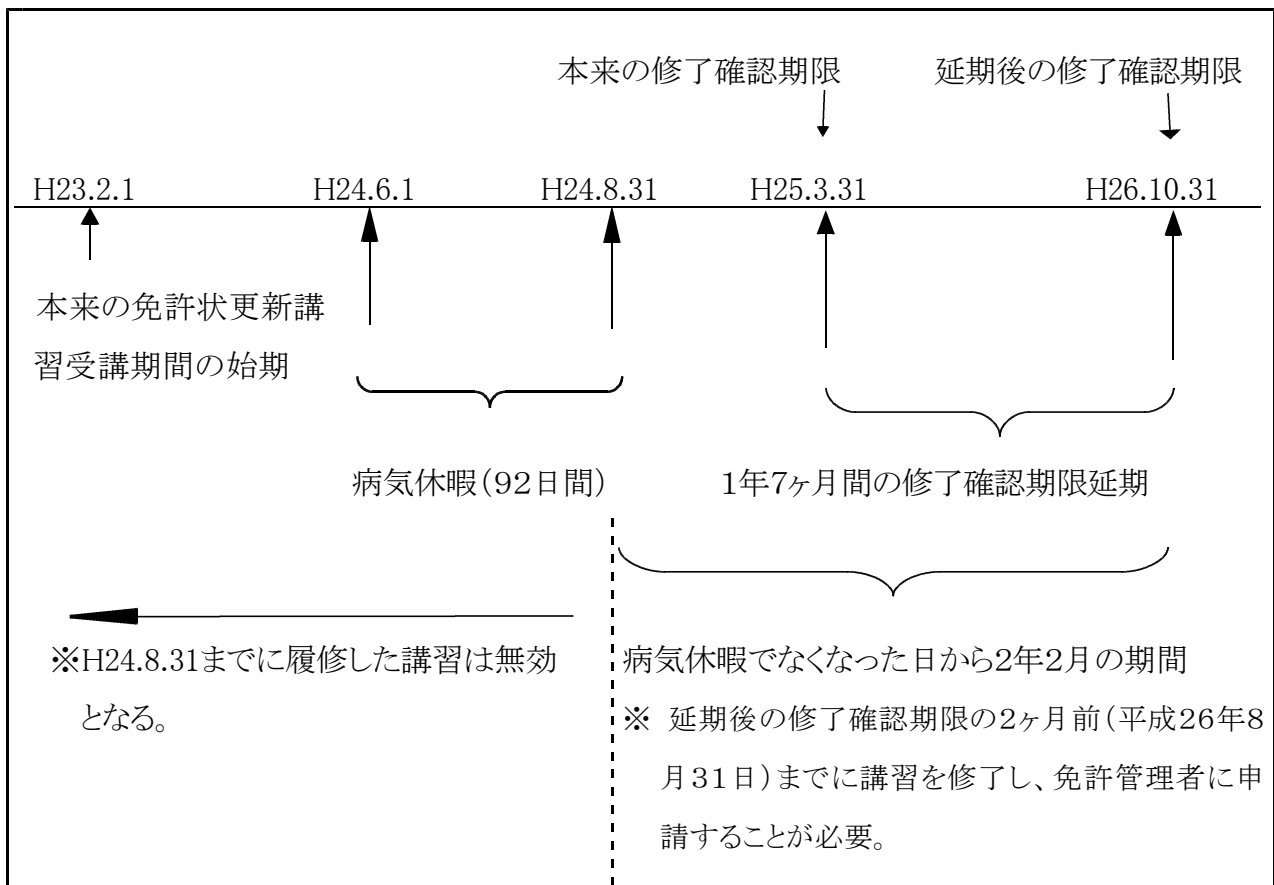
例1: 在外教育施設への派遣

昭和40年5月3日を生年月日とする教諭で、平成21年10月1日に在外教育施設に派遣され、平成22年9月30日に帰国した場合、最初の修了確認期限は平成23年3月31日から、平成24年11月30日に延期することができます。この場合、免許状更新講習を受講・修了すべき期間は、延期後の最初の修了確認期限までの2年2ヶ月となります。このため、海外派遣前に(例えば、平成21年8月に)講習の一部を履修していても、更新講習修了確認のために必要な時間数に含めることはできなくなりますのでご注意ください。



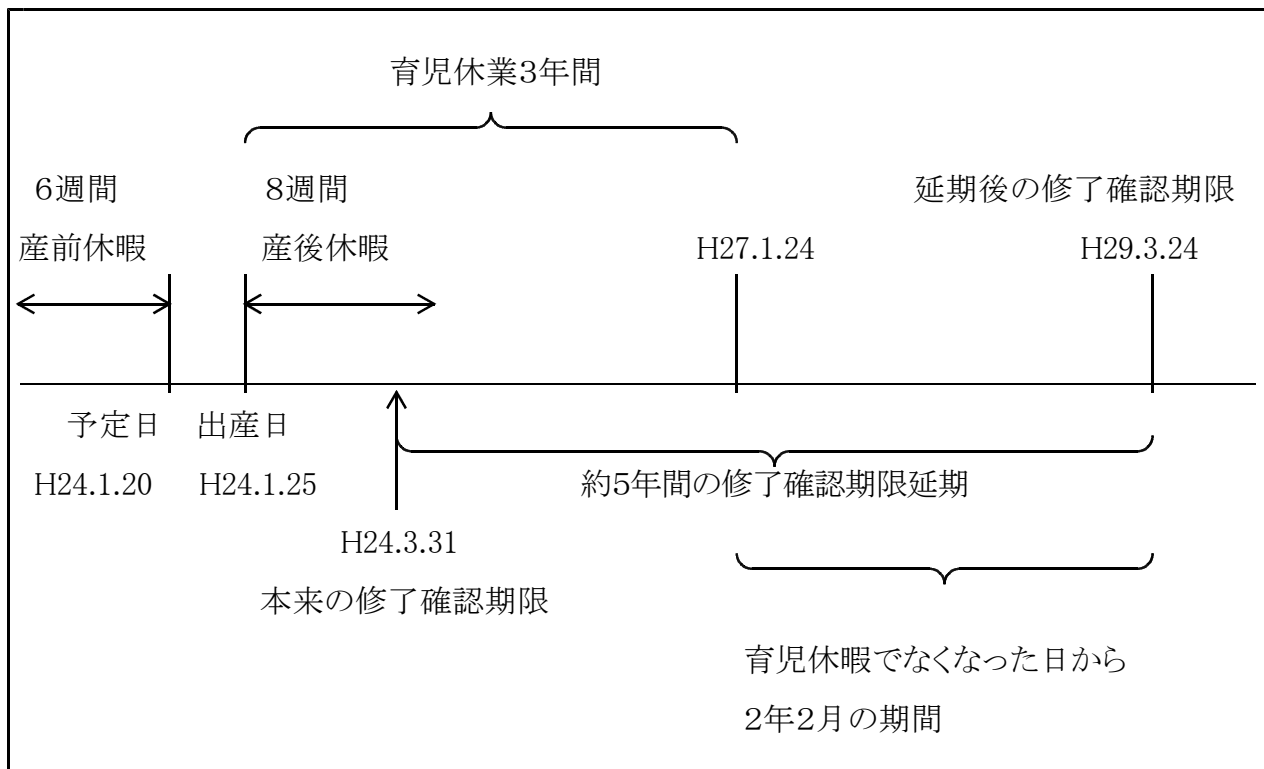
例2: 病気休暇

本来の免許状更新更新講習受講期間中に病気休暇を取得した教諭は、病気休暇でなくなった日(延期事由がなくなった日)から2年2ヶ月間の範囲内で、修了確認期限を延期することができます。この場合、免許状更新講習を受講・修了すべき期間は、延期後の最初の修了確認期限までの2年2ヶ月となります。このため、病気休暇前に(例えば、平成24年6月に)講習の一部を履修していても、更新講習修了確認のために必要な時間数に含めることはできなくなりますのでご注意ください。



例3:産休・育休

分娩予定日から起算して6週間前に産前休暇を取得し、出産の後8週間の産後休暇を取得するとともに、満3歳までの期間で育児休業を取得した場合、育児休業が終了した日(延期事由がなくなった日)から2年2ヶ月間の範囲内で、修了確認期限を延期することができます。

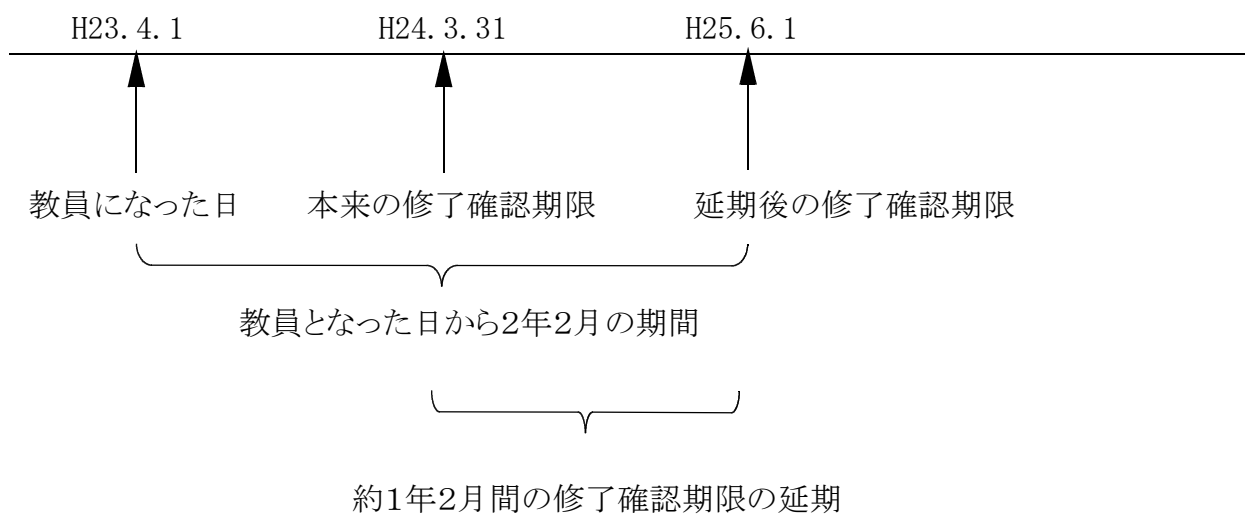


Ⅱ. 前述対象者(2)⑤については教員となった日から2年2ヶ月以内

例4: 教員となった日から修了確認期限までの期間が2年2ヶ月未満

教員となった日から修了確認期限までの期間が2年2ヶ月未満である場合、教員となった日から2年2ヶ月間の範囲内で、修了確認期限を延期することができます。

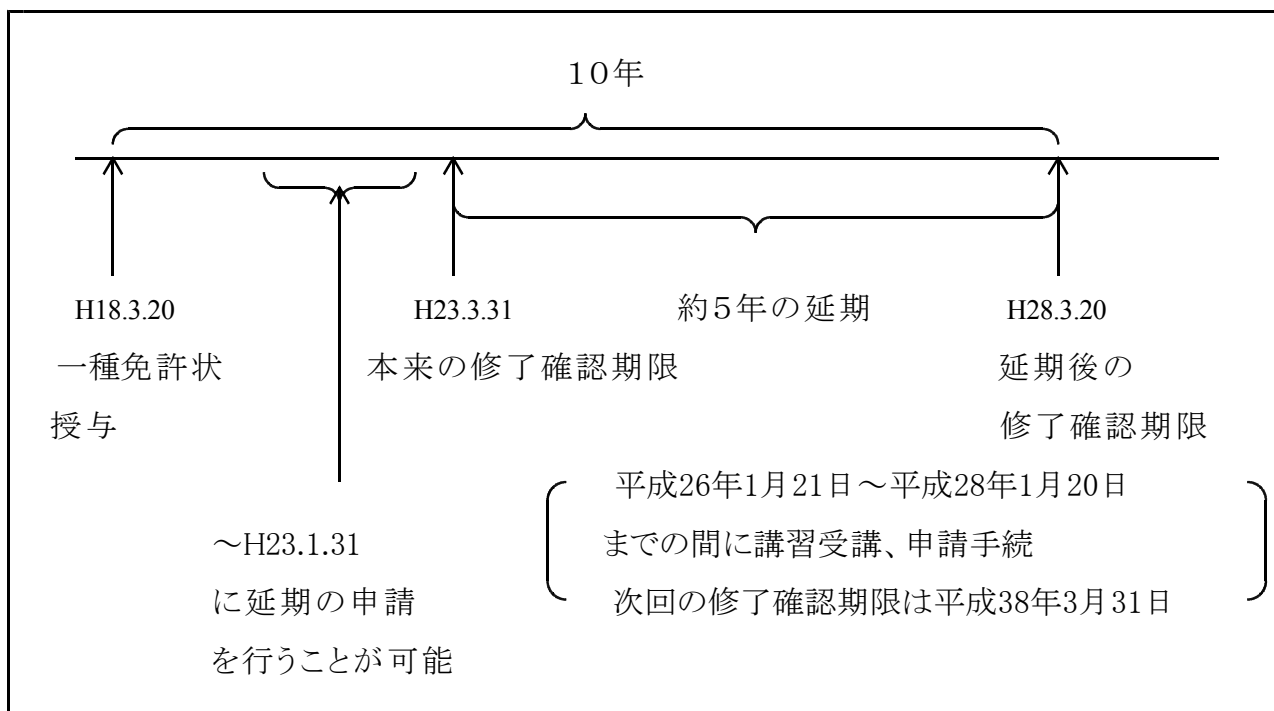
○昭和31年5月5日を生年月日とする方が平成23年4月1日に教諭に任用された場合の例



Ⅲ. 前述対象者(3)①、②に該当する場合には、普通免許状又は特別免許状を授与された日(複数の免許状を授与されている場合は、それぞれの免許状に係る授与の日のうち最も遅い日)の翌日から10年以内

例5: 上進

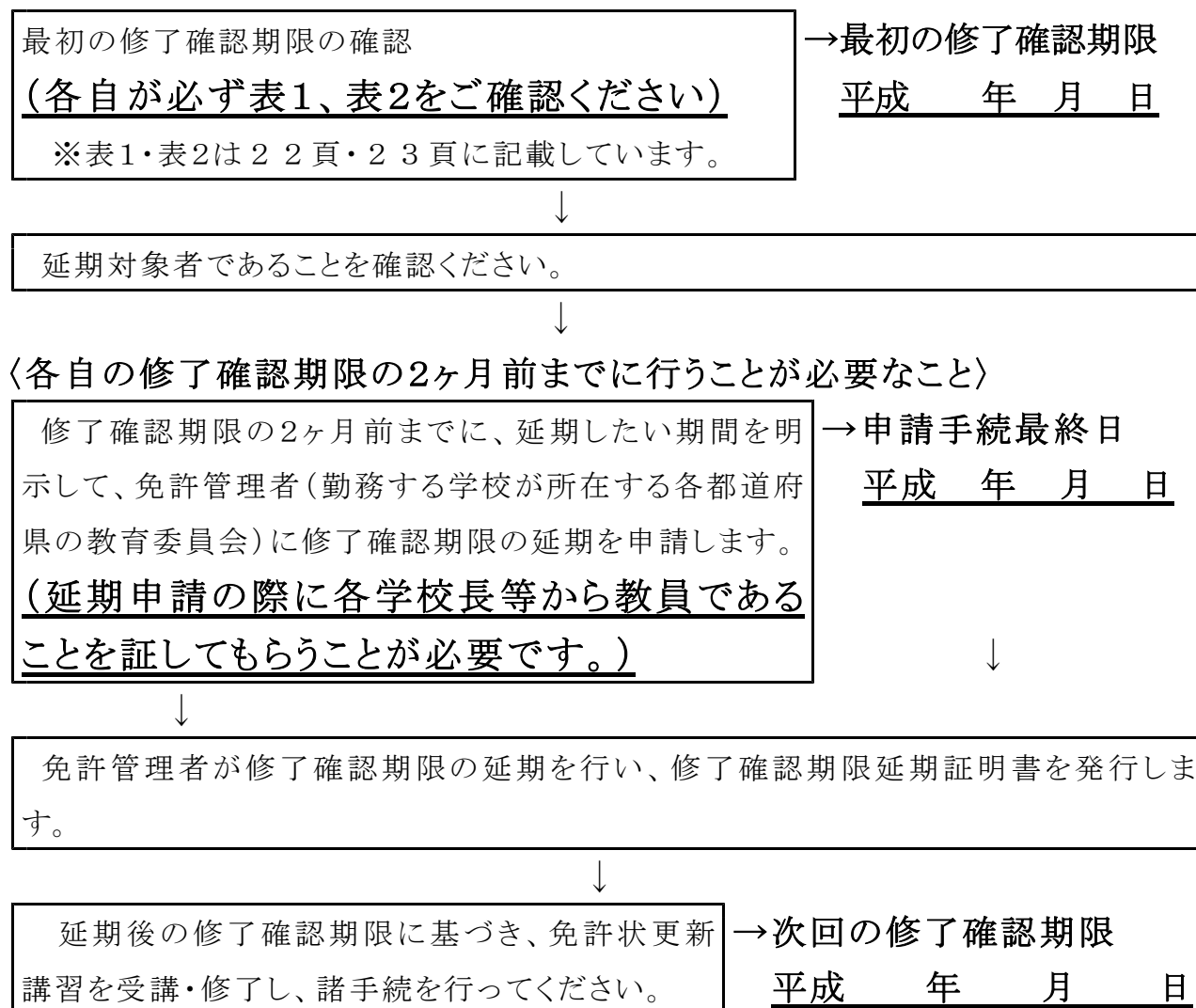
昭和40年5月3日を生年月日とする教諭で、小学校教諭二種免許状が授与された年月日が平成5年3月20日、小学校教諭一種免許状を授与された年月日が平成18年3月20日の方の場合、最初の修了確認期限は、申請により平成23年3月31日から平成28年3月20日に延期することができます。



Ⅳ. 前述対象者(3)③に該当する場合には、平成23年5月31日までの範囲

(3) 申請方法

旧免許状所持者の修了確認期限の延期の流れは次の図のとおりとなります。



※ 免許状更新講習の受講期間は、延期後の修了確認期限の2年2ヶ月前からとなります。したがって、延期前に更新講習を履修していた場合、延期の期間によっては、その履修の成果を活用できない場合がありますので、ご留意の上で延期を申請してください。